

中津川市ふるさとづくり寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中津川市ふるさとづくり寄附条例（平成20年中津川市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の申出)

第2条 寄附の申出は、中津川市ふるさとづくり寄附申出書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長が特別な事情があると認めるときは、同項に規定する方法以外の方法により寄附の申出をすることができる。

(寄附金の受入れ等)

第3条 寄附金の受入れは、随時行うものとする。

2 市長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は既に收受した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受入れが、公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は既に收受した寄附金を返還した場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成等)

第4条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、中津川市ふるさとづくり寄附金台帳（第2号様式）を作成しなければならない。

2 市長は、中津川市積立基金条例（昭和53年中津川市条例第10号）で設置するふるさとづくり応援基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年6月末日までに、寄附金の運用状況、前年度の寄附者の氏名又は名称、寄附金の額その他必要と認める事項を公表するものとする。ただし、寄附者が自らの氏名又は名称等の公表を希望しない場合は、これを公表しないものとする。

2 前項の規定に関わらず、市長は、必要と認めるときは、寄附者の氏名又は名称、寄附金の額その他必要と認める事項を随時公表することができる。ただし、前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

中津川市ふるさとづくり寄附申出書

年 月 日(※)

中津川市長 あて

住所(※)
(団体の場合は所在地) _____
氏名(※)
(団体の場合は名称) _____
電話番号(携帯等)(※) _____
Eメールアドレス _____

私は、中津川市を応援するため下記のとおり寄附の申出をします。

寄附金の使い道の指定（寄附メニュー）(※)	寄附金額(※)
<input type="checkbox"/> 安心できる温かい福祉のまちをつくるための事業	円
<input type="checkbox"/> 安全で便利な暮らしをつくるための事業	円
<input type="checkbox"/> 産業を活発にし、働く場を充実させるための事業	円
<input type="checkbox"/> 豊かな自然ときれいな中津川をつくるための事業	円
<input type="checkbox"/> キラリと光る歴史・文化の中津川をつくるための事業	円
<input type="checkbox"/> たくましく生きる人づくりのための事業	円
<input type="checkbox"/> 互いに助け合うコミュニティづくりのための事業	円
<input type="checkbox"/> 使い道は指定しません。	円
合計	円

◇ご希望される使い道の□欄にレ印と該当する寄附金額欄に金額を記入してください。

寄附金の納付方法について(※)

- 1 金融機関で納付書による納付 2 ゆうちょ銀行、郵便局で払込取扱票による納付 3 口座振込
4 現金書留 5 現金を中津川市役所企画財務課窓口へ持参

◇上記1～5のいずれかご希望の納付方法に○印を記入してください。

氏名又は名称の公表について(※)

いただいた寄附金の状況について、市ホームページ等で公表させていただきます。氏名又は名称の公表について、次のいずれかにレ印をつけてください。

氏名又は名称の公表に 同意する 同意しない(匿名希望)

◇レ印の表示がない場合は、公表に同意されないものと判断させていただきます。

～中津川市への応援メッセージ～（ご自由にお書きください。寄附金の使い道について具体的なご希望があればここにお書きください。）

注・・・(※)の欄は、必ずご記入くださるようお願いいたします。

